



令和5年度 久留米市学童保育所入所のご案内

入所申込受付の期間と場所

令和5年1月4日（水）～1月20日（金）（日曜・祝日を除く）

・提出場所：入所を希望する校区学童保育所

【月～金曜日】午後1時～午後6時 【土曜日】午前10時～午後6時

久留米市では、保護者が仕事や病気などのため、学校が終わったあとや長期休業中などに家庭での養育ができない児童を対象として、学童保育所を開設しています。

学童保育所では、異年齢集団による楽しい遊びや、グループ活動を通じて、豊かな心を育てるとともに、正しい生活習慣を身につけるよう指導します。

久留米市
久留米市学童保育所連合会

1 対象児童

久留米市にお住まいで、保護者が労働等により昼間家庭での養育が受けられない市内の小学校に通う1年生～6年生の児童が対象です。具体的には、保護者が下のいずれかに該当する場合となります。ただし、4年生～6年生については、1年生～3年生及び4年生以上で障害のある児童の入所決定後、受入可能な場合に限り受入れを行います。

- ① **就労している**（月～土で3日以上、かつ午前8時30分から午後6時のうち1日4時間以上）
- ② **疾病、障害がある**
- ③ **産前産後期間である**（出産予定日の産前8週または産後8週である）※ただし、育児休業中は学童保育所をご利用できません。
- ④ **介護、看護している**（月～土で3日以上、かつ午前8時30分から午後6時のうち1日4時間以上）
- ⑤ **修学中である**（月～土で3日以上、かつ午前8時30分から午後6時のうち1日4時間以上）
- ⑥ **災害復旧にあたっている**

2 入所開始日

令和5年4月1日（土）

3 開所時間

通常時	土曜日・長期休業（夏・冬・春休み）時
学校終了後から午後6時まで	午前8時30分から午後6時まで

なお、平日（月～金）は、希望される方に午後7時までの延長保育を実施します。また、長期休業期間（月～金）は、希望される方に午前8時からの早朝見守りを実施します。《※長期休業期間：夏休み、冬休み、春休み》

・日暮れの早い冬季、豪雨や台風などの日には、児童の安全を優先して、お迎えをお願いしたり、早めに帰宅を促したりする場合があります。

4 閉所日

日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、その他市長が定める日
※台風などの日で、児童の安全を確保するため、臨時閉所する場合があります。

5 利用料

利用区分	月額利用料
平日（月～金） 延長なし	5,000円
平日（月～金） 延長あり	6,500円
平日+土曜日（月～土） 延長なし	6,500円
平日+土曜日（月～土） 延長あり（月～金のみ）	8,000円

- 長期休業期間の夏休み等早朝見守りは、年間1,500円（年に1回4月納入）の利用料が必要です。
- 利用料には、おやつ代（「平日のみ」の方は1,800円、「土曜日も利用」の方は2,250円）を含みます。
- 月の途中で入退所の場合も、1か月分の利用料納入が必要となります。
- 年度途中からの利用変更及び退所は、必ず変更したい月の前月末までに学童保育所に申し出て手続きを行ってください。
- 延長保育を希望されない場合でも、お迎えが午後6時を過ぎると延長利用料（1,500円）が発生しますのでご注意ください。
- 利用料の4月分は納付書での納入をお願いします。なお、納付書でのお振込みの際の手数料は、お客様負担となります。

口座振替を希望される方は、4月分の納付書送付時に手続きの案内を同封しますので、福岡銀行・筑邦銀行・農協(久留米市農協に限る)・ゆうちょ銀行のいずれかの金融機関で手続きをおこなってください。当月分を25日（土日祝の場合はその翌営業日）に振替いたします。なお再振替は行っておりません。

※5月以降に入所の方で口座振替を希望される方は、事務局までご連絡ください。

●利用料の減額について ※減額を受けるには、必ず毎年度申請が必要です。

【生活保護受給世帯】

利用区分	減額後利用料
平日（月～金）延長なし	1,800円
平日（月～金）延長あり	1,800円
平日+土曜日（月～土）延長なし	2,250円
平日+土曜日（月～土）延長あり（月～金のみ）	2,250円

生活保護受給世帯は、減額のご案内や申請書類を联合会事務局からお送りしますので、お電話ください（連絡先は、最終ページに記載しています）。

【就学援助認定世帯】

利用区分	減額後利用料
平日（月～金）延長なし	4,000円
平日（月～金）延長あり	5,500円
平日+土曜日（月～土）延長なし	5,200円
平日+土曜日（月～土）延長あり（月～金のみ）	6,700円

就学援助世帯は、毎年度、市の学校保健課（TEL0942-30-9273）から認定を受けてください。市の認定通知が届きましたら联合会事務局に申請してください。利用料減額の手続きは5月中旬にご案内いたします。

なお、4月分以降の利用料は、一旦減額前の利用料を納付していただき、6月分以降の利用料で減額調整いたします。

6 保 険

学童保育中、不慮の事故等でお子さんがけがをされた場合に備え、学童保育所連合会で一括して傷害保険・賠償保険に加入し、その保険の範囲内で補償いたします。対象・補償額等は、連合会事務局までお問い合わせください。

7 入所にあたってお願いする事項

学童保育所を円滑に運営するため、入所にあたって、次のことをお願いします。

- (1) 月額利用料は学童保育所連合会が定める期日までに納付してください。
※利用料を2ヶ月滞納した場合は、退所していただきます。
- (2) 届出書類の内容（連絡先等）について変更が生じた場合は、学童保育所に変更届の書類をご準備しておりますので、速やかに申し出てください。
- (3) 学校担任の先生に、学童在籍児童であることを伝えてください。
- (4) 集団生活の場となりますので、学童保育所のルールを守ってご利用いただきますようお願いいたします。
- (5) 学童保育所では、昼食の提供は行っていません。土曜日や長期休業中など、学校給食のない日は、お弁当を準備してください。
- (6) おやつを提供しますので、アレルギー等で食べられないものがある場合は、あらかじめ支援員にお知らせください。
- (7) 児童の体調について心配がある場合は、必ず支援員にお知らせください。
- (8) 学校を休む、早退する等で、学童保育所を利用しない場合は、必ず連絡帳または電話で連絡をしてください。
- (9) 児童の安全のため、お迎えは保護者、またはあらかじめ連絡をいただいた保護者に代わる方をお願いします。
- (10) その他不明な点は、支援員にご確認ください。

8 入所申込み方法

受付日時

- 令和5年1月4日（水）～1月20日（金）（ただし日曜・祝日は除く）
校区学童保育所：【月～金】午後1時～午後6時 【土曜】午前10時～午後6時
- 入所を希望される学童保育所に提出書類を持参し、受付時間内に提出してください。
なお、就労証明などの必要書類を確認するため郵送での受付は行いません。

提出書類

① 久留米市学童保育所入所申込書

- 同一世帯から2人以上入所する場合は、児童1人につき1枚ずつ提出してください。
- ボールペン等で記入してください（鉛筆など消えるものは不可）。
- 土曜日の利用や延長保育、早朝見守りを希望される場合は、必ず申込欄に☑を記入してください。☐記入がない場合には、利用できません。

○支援上の参考とするため、児童の状況について、児童の性格や疾病、障害等、集団生活の中で配慮してほしい事項がございましたら、記入してください。（障害者手帳、療育手帳などをお持ちの場合は、コピーを添付してください。また、特別な配慮が必要な障害等については、診断書等のコピーを添付してください。）

○連絡先は、第1・第2ともに記入してください。（携帯等でかまいません）

○「申込理由」欄の該当する理由に☑を記入してください。

○「世帯の状況」欄は、氏名、続柄、勤務先・学校名、電話番号を記入してください。

②申込理由に応じた申立書(就労や疾病など)、必要に応じて診断書等を添付してください。

申込理由	提出書類	注意事項
会社等に勤務	就労証明書（指定様式）	会社等の証明が必要です
自営業に従事	就労申告書（指定様式）	自筆で記入してください
農業に従事	就労申告書（指定様式）	自筆で記入してください
疾病・障害	申立書（指定様式）・診断書または障害者手帳のコピー	診断書は受付日前6か月以内に発行されたもの
産前産後	申立書（指定様式）・親子健康手帳のコピー	表紙と「妊婦自身の記録」ページ（出産予定日のわかるもの）
介護・看護	申立書（指定様式）・診断書または障害者手帳のコピー	診断書は受付日前6か月以内に発行されたもの
災害復旧	申立書（指定様式）・罹災証明書	罹災証明書は受付日前6か月以内に発行されたもの（他に提出したコピー可）
学校・職業訓練校等で修学	学生証、在校証明書等のコピー	在校証明書等は受付日前6か月以内に発行されたもので在籍期間の分かるもの

○ 申立書は、保護者（母・父など）それぞれ1枚ずつ必要です。

○ 同じ学童保育所に、兄弟姉妹で入所を希望する場合は、世帯で1部提出してください。（兄弟姉妹それぞれに添付する必要はありません）

○ 不明な点があるときは、詳細をお尋ねし、必要な場合は別途書類の提出をお願いすることがあります。

提出された証明で、令和5年4月1日時点の就労状況等が確認できない場合は、4月1日以降に再度証明書を提出していただくこととなります。

①～②の書類の受付場所

入所希望の各学童保育所

※書類審査後、必要に応じて面接等を行う場合があります。

※「年間支援計画」に基づいて支援を行っていますので、1年間（産前産後を除く）の利用をお願いします。ただし、家庭で養育が受けられる状態になった場合など、対象児童としての要件を満たさなくなった場合は、退所届を記入し提出してください。

9 よくある質問 Q&A

Q 育休中に学童保育所を利用できますか？

→ご利用できません。産前産後期間であれば、ご利用できます。

Q 入所申し込みは郵送でもいいですか？

→就労証明などの必要添付書類の有無を確認してからの受付となるため、郵送での受付は行いません。

Q 就労証明書が間に合わないのですが、受け付けできますか？

→就労状況などの確認書類の添付が無い場合は、受付ができません。

お勤め先によっては、証明発行までに時間を要する場合がございます。そのため、手続き案内を12月に行い準備期間を設けていますので、早めにお勤め先に証明依頼を行ってください。

また、4月から就労が決まっている方で、1月時点で就労予定の会社から『就労する予定である旨の証明』が得られない場合は、お勤め予定の会社からの内定通知書などでの申請も可能です。ただし、4月以降、正式な就労証明の再提出が必要となります。

Q 申告書や申立書はどこでもらえますか？

→指定様式の就労申告書及び申立書は、校区学童保育所にございます。また、久留米市の公式ホームページよりダウンロードしていただくこともできます。

Q 就学援助世帯の減免手続きはいつからですか？

→5月中旬に校区学童保育所や連合会事務局からメール等でご案内しますので、それ以降に手続きをお願いします。

Q 利用料の支払いは4月から口座振替できますか？

→4月分の利用料については、新規入所の皆さまには、納付書でのお支払いをお願いします。口座振替の手続き方法は、4月分の納付書をお送りする際に同封しますので、内容をご確認いただき、金融機関でのお手続きをお願いいたします。

Q 年度途中に利用内容の変更や退所はできますか？

→はい、出来ます。各学童保育所に変更届、退所届の用紙を準備していますので、変更内容を記入してご提出してください。

なお、必ず変更したい月の前月末までに学童保育所で手続きをお願いします。

例) 延長保育を5月からやめたい場合、4月末までに変更届を提出してください。

5月に入ってから手続きされた場合、6月からの変更となりますので、5月分の延長保育利用料の納入が必要となります。

手続の流れ

申込み

申込受付期間：1月4日（水）～1月20日（金）

○校区学童保育所

【月～金曜】午後1時～午後6時

【土曜】午前10時～午後6時

・申込書に必要事項を記入し、必要書類添付の上ご提出ください

証明書類の確認

提出された書類等で入所条件を満たしているかどうかを確認
します

入所可能の方

（入所条件を満たす方）

入所できない方

（入所条件を満たさない方）

入所説明会のご案内は各学
童から2月下旬～3月上旬に
お知らせの予定です

4月1日（土）
利用開始

2月中旬以降、保護者の方へ
通知書が届きます